

物品調達及び委託・役務業務の競争入札等に係る指名除外要領

1 趣旨

この要領は、あらかじめ知事が定めた物品調達及び委託・役務業務に係る競争入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）の認定を受けている者（以下「資格者」という。）に対する指名除外の措置等に関し、必要な事項を定める。

2 指名除外

知事は、資格者が別表 1 各号の措置要件のいずれかに該当するときは、その資格者を指名除外するものとする。

3 参加の制限の対象

指名除外による参加の制限の対象となるのは、資格者による次の契約に係るものとする。

ア 物品の調達（購入、修繕、借受け、売払い及び交換）

イ 委託・役務業務（建設工事執行規則（平成 8 年広島県規則第 39 号）第 2 条に定める建設工事、測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱（平成 11 年 4 月 1 日制定）第 2 条に定める業務及び物品の購入、修繕、借受け、売払い及び交換（以下「建設コンサルタント業務等」という。）を除く委託業務又は役務の提供を受ける業務をいう。）

4 一般競争入札への参加の制限

契約担当職員（広島県契約規則（昭和 39 年広島県規則第 32 号）第 2 条第 1 項の契約担当職員をいう。）は、物品調達及び委託・役務業務の一般競争入札を行うときは、当該入札の公告日から開札日までの間のいずれの日においても指名除外を受けていないことを当該入札に参加するための要件としなければならない。

入札前において、現に当該入札に参加する資格があると確認している資格者を知事が指名除外したときは、当該資格者に係る当該入札に参加する資格の確認を取り消すものとする。

なお、電子入札の場合に、開札前において既に入札している資格者を知事が指名除外したときは、当該資格者の入札を無効とする。

5 指名競争入札への参加の制限

契約担当職員は、物品調達及び委託・役務業務の指名競争入札において、指名除外の期間中の資格者を指名してはならない。開札前において、現に指名している資格者を知事が指名除外したときは、当該資格者の指名を取り消すものとする。

6 随意契約の相手方の制限

契約担当職員は、指名除外の期間中の者を物品調達及び委託・役務業務の随意契約の相手方としてはならない。ただし、契約を履行できると認められる者が 1 者のみでその者と直ちに契約を締結する必要がある場合等これにより難い場合については、この限りでない。

7 指名除外の期間

- (1) 指名除外（別表 1 第 18 号の措置要件に係るものを除く。）の期間は、別表 1 各号（別表 1 第 18 号を除く。）及び別表 2 各号の規定に従って、36 か月以内の範囲で知事が定める。
- (2) 指名除外期間の始期は、その指名除外を決定した日以降の日とする。

8 再委託業者等に関する指名除外

- (1) 知事は、第 2 項の規定により指名除外をする場合において、その指名除外の事由について責めを負うべき資格者である再委託業者又は下請負人があることが明らかになったときは、

受注者である委託業者又は元請負人の指名除外の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該再委託業者又は下請負人もあわせて指名除外するものとする。

- (2) 知事は、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年 11 月 25 日法律第 185 号）で掲げる中小企業団体について指名除外するときは、その原因となる行為を行った中小企業団体の組合員もあわせて指名除外するものとする。

9 指名除外の解除

知事は、指名除外の期間中の資格者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、その資格者の指名除外を解除するものとする。

10 指名除外に該当する資格者の発生等の報告

- (1) 契約担当職員は、資格者が別表 1 各号の措置要件のいずれかに該当すると認めたときは、別記様式第 1 号により、遅滞なく、該当するすべての要件を知事に報告するものとする。
- (2) 知事は、その指名除外に関し必要があると認めた時は、契約担当職員に対し、当該資格者へ事情聴取等をさせることができるものとする。

11 指名除外等の決定

知事は、指名除外又はその期間の変更若しくはその解除（以下「指名除外等」という。）を行うときは、次の各号に掲げる事項について物品調達及び委託・役務業務入札参加資格等審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いてから行うものとする。

ただし、本要領及びあらかじめ審査会で定めた基準に基づいて指名除外等を行う場合並びに別表第 18 号の措置要件に基づく指名除外を行う場合については、この限りではない。

- (1) 指名除外しようとする場合は、その可否及び期間
- (2) 指名除外の期間を変更しようとする場合は、その可否及び変更後の期間
- (3) 指名除外を解除しようとする場合は、その可否

12 指名除外等の決定通知

- (1) 知事は、指名除外等をしたときは、遅滞なく当該資格者に対して別記様式第 2 号により、契約担当職員に対して別記様式第 3 号により、その旨を通知するものとする。
- (2) 契約担当職員は、前号の通知をする場合において、その指名除外の理由が県との契約に係るものであるときは、必要に応じ当該資格者から、改善措置の報告を徴するものとする。
- (3) 知事は、指名除外を行わなかった場合において、必要に応じ当該資格者に対して、書面による警告又は注意の喚起を行うことができる。

13 再委託等の禁止

契約担当職員は、物品調達及び委託・役務業務の契約に関して、指名除外の期間中の者が再委託又は下請けすることを承認してはならない。

14 指名除外の継承

指名除外の期間中に当該指名除外措置を受けた資格者が第三者の資格者等と会社合併した場合又は営業譲渡等により第三者の資格者等に営業が受け継がれた場合は、当該指名除外措置を受けた資格者に係る指名除外の期間及び第 4 項、第 5 項、第 6 項の規定は、営業を受け継いだ第三者の資格者等に継承させるものとする。

15 指名除外期間の繰越適用

- (1) 指名除外の期間が、当該入札参加資格の有効期間を超え、当事者が次回の入札参加資格の

認定も受けたときは、当該超える期間を次回以降に引き続き適用するものとする。

- (2) 資格者となる前に行った行為が、別表 1 各号の措置要件のいずれかに該当したと認められるときは、判明した時点で指名除外するものとする。

16 その他

この要領に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、その都度審査会の意見を聴いて別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 物品の競争入札等に係る指名除外要領（平成 7 年 4 月 1 日制定）及び委託・役務業務の競争入札等に係る指名除外要領（平成 18 年 12 月 15 日制定）は、平成 21 年 12 月 31 日をもって廃止する。
- 3 廃止前の物品の競争入札等に係る指名除外要領及び委託・役務業務の競争入札等に係る指名除外要領の規定による指名除外は、この要領の規定による指名除外とみなす。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 5 月 13 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 3 月 14 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 2 月 13 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 9 月 22 日から施行する。

別表 1

措 置 要 件	期 間
(故意又は重過失による粗雑な履行) 1 県発注の物品調達及び委託・役務業務（契約担当職員と締結する物品の購入等契約に係る物品及び委託・役務業務の請負契約に係る業務をいう。以下同じ。）の契約の履行に当たり、故意又は重過失により履行を粗雑にし、又は仕様書に定められた品質若しくは数量に関し不正な行為をしたと認められるとき。	2 か月以上 12 か月以内
(入札妨害) 2 の 1 次のいずれかに該当するとき。 (1) 資格者である個人又は資格者の役員若しくは使用人が入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（(2) の場合を除く。）。 (2) 県の入札（契約担当職員が物品調達及び委託・役務業務の契約を締結するために行う一般競争入札及び指名競争入札をいう。以下同じ。）に関し、(1) に掲げる者が入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 4 か月以上 24 か月以内 12 か月以上 36 か月以内
(談合) 2 の 2 次のいずれかに該当するとき。 (1) 資格者である個人又は資格者の役員若しくは使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（(2) 及び (3) の場合を除く。）。 (2) 県発注の物品調達及び委託・役務業務に関し、(1) に掲げる者が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（(3) の場合を除く。）。 (3) 県発注の物品調達及び委託・役務業務について談合情報を得た場合又は談合があると疑うに足る事実を得た場合で、当該資格者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、(1) に掲げる者が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 6 か月以上 24 か月以内 12 か月以上 36 か月以内 12 か月以上 36 か月以内
(契約妨害) 3 県発注の物品調達及び委託・役務業務の契約において、落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたと認められるとき。	12 か月以内
(監督・検査妨害) 4 県発注の物品調達及び委託・役務業務の監督又は検査の実施に当たり、それを行う職員の職務の執行を妨げたと認められるとき。	6 か月以上 12 か月以内

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載) 5 県の入札において、入札参加資格確認申請書等の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、物品調達及び委託・役務業務の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	2 か月以上 6 か月以内
(過失による粗雑な履行) 6 次のいずれかに該当するとき。 (1) 県発注の物品調達及び委託・役務業務の契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき。 (2) 県発注の物品調達及び委託・役務業務以外の契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	1 か月以上 6 か月以内 1 か月以上 3 か月以内
(契約違反) 7 他の号に掲げる場合のほか、県発注の物品調達及び委託・役務業務の契約の履行に当たり、正当な理由なく履行を遅延する等、契約に違反し、物品調達及び委託・役務業務の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1 か月以上 4 か月以内
(公衆損害及び関係者事故) 8 次のいずれかに該当するとき。 (1) 県発注の物品調達及び委託・役務業務の契約の履行に当たり、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。 (2) 県発注の物品調達及び委託・役務業務以外の契約の履行に当たり、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (3) 県発注の物品調達及び委託・役務業務の契約の履行に当たり、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 (4) 県発注の物品調達及び委託・役務業務以外の契約の履行に当たり、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	1 か月以上 9 か月以内 1 か月以上 3 か月以内 2 週間以上 6 か月以内 2 週間以上 2 か月以内
(贈賄) 9 次のいずれかに該当するとき。 (1) 次に掲げる者が本県の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 資格者である個人又は資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。) イ 資格者の役員又はその支店若しくは営業所(常時物品調達及び委託・役務業務の契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で代表役員等以外の者(以下「一般役員等」という。)	逮捕又は公訴を知った日から 8 か月以上 36 か月以内 6 か月以上 27 か月以内

措 置 要 件	期 間
ウ 資格者の使用人で一般役員等以外の者（以下「使用人」という。） (2) 次に掲げる者が、中国地方の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人 (3) 次に掲げる者が、中国地方以外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	4 か月以上 18 か月以内 逮捕又は公訴を知った日から 3 か月以上 9 か月以内 2 か月以上 6 か月以内 1 か月以上 3 か月以内 逮捕又は公訴を知った日から 2 か月以上 6 か月以内 1 か月以上 3 か月以内 1 か月以上 2 か月以内
(契約不成立) 10 県の入札において落札者となりながら、契約を締結しなかったとき。	3 か月以上 9 か月以内
(暴力的不法行為等) 11 次のいずれかに該当するとき。 (1) 代表役員等若しくは一般役員等が、集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。 (2) 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。 (3) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められるとき。 (4) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 (5) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは(4)に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。 (6) 資格者である個人又は資格者の役員若しくは使用人が、業務に関し暴力行為を行ったと認められるとき。	12 か月以上 36 か月以内 10 か月以上 30 か月以内 8 か月以上 24 か月以内 8 か月以上 24 か月以内 6 か月以上 18 か月以内 1 か月以上 18 か月以内

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 12 次のいずれかに該当し、物品調達及び委託・役務業務の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反したとき（(2) から (6) までの場合を除く。）。 (2) 県発注の物品調達及び委託・役務業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反したとき（(3)、(5) 及び(6) の場合を除く。）。 (3) 県発注の物品調達及び委託・役務業務について談合情報を得た場合又は談合があると疑うに足る事実を得た場合で、当該資格者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反していたとき（(6) の場合を除く。）。 (4) 資格者の業務について独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反する事実があったとして、公正取引委員会が刑事告発を行ったとき（(5) 及び (6) の場合を除く。）。 (5) 県発注の物品調達及び委託・役務業務について独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反する事実があったとして、公正取引委員会が刑事告発を行ったとき（(6) の場合を除く。）。 (6) 県発注の物品調達及び委託・役務業務について談合情報を得た場合又は談合があると疑うに足る事実を得た場合で、当該資格者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反する事実があったとして、公正取引委員会が刑事告発を行ったとき。	4 か月以上 24 か月以内 12 か月以上 36 か月以内 12 か月以上 36 か月以内 6 か月以上 24 か月以内 12 か月以上 36 か月以内 12 か月以上 36 か月以内
(業務に関する法令違反) 13 次のいずれかに該当するとき。 (1) 他の号に掲げる場合のほか、業務に関し法令に違反し、資格者である個人又は資格者の役員が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (2) 他の号に掲げる場合のほか、県発注の物品調達及び委託・役務業務を履行する際に、法令に違反し、資格者である使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 1 か月以上 9 か月以内 1 か月以上 9 か月以内
(指示又は営業停止) 14 次のいずれかに該当するとき。 (1) 県の発注業務に関し、法律の規定に基づく指示又は営業停止の処分を受けたとき。 (2) 法律の規定に基づく指示又は営業停止の処分を受けたとき（(1) の場合を除く。）。	指示又は処分の事実を知った日から 2 か月以上 12 か月以内 1 か月以上 12 か月以内
(不正又は不誠実な行為) 15 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品調達及び委託・役務業務の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1 か月以上 9 か月以内

措 置 要 件	期 間
(私的行為による法令違反) 16 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、物品調達及び委託・役務業務の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1 か月以上 9 か月以内
(代理人等の禁止) 17 この要領に基づく指名除外の期間中の者を、契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用し、又は入札代理人として使用したと認められるとき。	1 か月以上 6 か月以内
(営業不振) 18 営業不振のため、不渡手形を発行する等経営状態が著しく悪化していると認められるとき。	事実を知った日から別に通知する日まで
(談合関連行為) 19 偽計又は威力を用いて、一般競争入札又は指名競争入札の公正を害するおそれのある行為をし、物品調達及び委託・役務業務の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1 か月以上 12 か月以内
(談合調査に対する虚偽報告) 20 談合情報取扱要領に基づく事情聴取において、事実と反する説明を行い、物品調達及び委託・役務業務の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	認定をした日から 3 か月以上 9 か月以内
(外部からの働きかけ等) 21 資格者である個人または資格者の役員若しくは使用人が、本県の職員に対して不当な働きかけ等を行い、物品調達及び委託・役務業務の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内
(契約解除) 22 県発注の物品調達及び委託・役務業務において、正当な理由がないのに契約を履行しない等契約に違反したため、県が契約を解除したとき。	6 か月以上 24 か月以内

別表 2

措 置 要 件	期 間
1 資格者が、一の事案により別表 1 各号の措置要件の二以上に該当するとき。	それぞれの措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名除外の期間の短期及び長期とする。
2 指名除外の期間中又は期間満了後 1 年を経過するまでの間に、別表 1 各号の措置要件に該当する原因となる行為があったとき。	指名除外の期間の短期は、別表 1 各号に定める短期の 2 倍（前回の指名除外の期間が 1 か月に満たないときは 1.5 倍）の期間とする。
3 別表 1 第 2 号の 1、第 2 号の 2 又は第 12 号の措置要件に係る指名除外の期間の満了後 5 年を経過するまでの間に、同表第 2 号の 1、第 2 号の 2 又は第 12 号の措置要件に該当する原因となる行為があったとき。	同上
4 別表 1 第 9 号の措置要件に係る指名除外の期間の満了後 5 年を経過するまでの間に、同号の措置要件に該当する原因となる行為があったとき。	同上
5 指名除外期間中に、別表 1 各号の措置要件に該当することとなったとき。	新たに該当する措置要件について指名除外すべき期間から現に行っている指名除外期間との重複期間の 2 分の 1 の日数を控除した期間を加算する。
6 資格者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表 1 各号並びに第 2 号及び第 3 号の規定による短期未満の指名除外の期間を定める必要があるとき。	指名除外の期間を当該短期の 2 分の 1 まで短縮することができる。
7 別表 1 第 2 号の 1、第 2 号の 2、第 12 号又は第 19 号に該当することとなった資格者が、談合情報取扱要領（平成 19 年 11 月 2 日制定）に基づく事情聴取において談合等の事実を申告していたとき。	別表 1 第 2 号の 1、第 2 号の 2、第 12 号又は第 19 号の規定にかかわらず、指名除外の期間を短縮することができる。
8 資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表 1 各号及び第 1 号の規定による長期を超える指名除外の期間を定める必要があるとき。	指名除外の期間を当該長期の 2 倍まで、延長することができる。
9 指名除外の期間中の資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったとき。	別表 1 各号及び前各号に定める期間の範囲内で指名除外の期間を変更することができる。

(別記様式第 1 号)

令和 年 月 日

広 島 県 知 事 様

契約担当職員
(○ ○ 課)

指名除外に該当する資格者発生報告書

商号又は名称	
代 表 者 氏 名	
所 在 地	
調 達 物 品 又 は 業 務 名	
納 入 場 所 又 は 業 務 場 所	
発 生 時 期	令和 年 月 日
発 生 場 所	
(内 容)	

※ 契約・調達管理課へ提出してください。

(別記様式第2号)

令和 年 月 日

(資 格 者 名) 様

広島県知事
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
契約・調達管理課

印

物品調達及び委託・役務業務に係る競争入札等の指名除外について（通知）

貴社を、次に掲げる理由によって、広島県が発注する物品調達及び委託・役務業務の競争入札及び
随意契約の相手方として選定の対象から除外します。

1 除外期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

2 理由

(別記様式第 3 号)

令和 年 月 日

関 係 課 長 様
関係地方機関の長 様

会計管理部契約・調達管理課長

物品調達及び委託・役務業務に係る競争入札等の指名除外について（通知）

このことについて、県が発注する物品調達及び委託・役務業務の競争入札及び随意契約の相手方から次の登録業者を除外しました。

また、このことについて、関係機関への周知をお願いします。

1 除外対象業者

会 社 名	代表者	本 店 所 在 地	除外期間

2 理由